

生活福祉部(局) における随意契約の実績 (令和6年度3／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|---------|--------------------------|------------|-----------|----------------------------|-------------------|-------------------|---|--------|
| 1 | 福祉政策課 | 令和6年度沖縄県喀痰吸引等指導者講習事業 | 令和6年11月8日 | 1,300,000 | 公益社団法人沖縄県看護協会 | 沖縄県南風原町字新川272番地17 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業は、厚生労働省が実施した「平成24年度喀痰吸引等指導者講習」と同等の内容の伝達講習を県内で行うものである。 厚生労働省実施の指導者講習を受講したものは、看護師がほとんどであることから、県内唯一の看護の職能団体であり、看護職者の質の向上のための各種講習会の実績がある、同協会に契約の相手方とした。 | 特命随意契約 |
| 2 | 福祉政策課 | 民生委員・児童委員広報活動事業委託 | 令和6年10月3日 | 5,170,000 | 沖縄廣告株式会社 | 沖縄県那覇市天久2丁目7番7号 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ3社から応募があった。企画提案審査会において審査したところ、当該事業者が契約相手として適当と評価されたため、契約の相手方として選定した。 | |
| 3 | 障害福祉課 | 令和6年度農福連携推進事業 | 令和6年10月24日 | 4,480,000 | 一般財団法人沖縄県セルプセンター | 那覇市首里石嶺町4-373-1 | 第167条の2 第1項第2号 | 本事業の実施主体には、農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の賃金及び工賃の水準向上及び農業の支え手の拡大を図るため、農福連携に関する課題を的確に把握し、農業専門家等との連携や販売会の企画運営を実施することが求められる。 (一財)沖縄県セルプセンターは、障害者就労施設等の生産製品の共同受注、受注のあっせん、農福連携の推進等を行っている県内唯一の団体であり、障害者就労施設等との緊密な連携の下、本事業を施できる団体は他にならないことから、同センターと随契契約したい。 | 特命随意契約 |
| 4 | 生活安全安心課 | 令和6年度沖縄県NPO等支援個別相談事業委託業務 | 令和6年10月2日 | 1,143,967 | 特定非営利活動法人まちなか研究所わくわく | 那覇市壱屋1-7-5 民衆ビル4階 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1団体から応募があった。企画提案内容等を審査会において審査したところ、左記の者の提案は本事業目的の理解度及び実施方法、スケジュール等の構成においても優れており、評価が高かったため、契約の相手方として選定した。 | |
| 5 | 保護・援護課 | 生活保護システム改修業務委託 | 令和6年11月12日 | 3,300,000 | 富士通Japan(株) 沖縄公共ビジネス部部長 | 那覇市久茂地1丁目12-12 | 第167条の2 第1項第2号 | 保有する生活保護システムは富士通Japan(株)が開発しており、既存システムの開発業者でなければ、システムの円滑な運用に著しく支障を生じるおそれがあるため随意契約とした。 | 特命随意契約 |

生活福祉部(局) における随意契約の実績 (令和6年度3／四半期分)

単位:円

| No. | 担当課 | 契約の名称 | 契約日 | 契約金額 | 契約の相手方の名称 | 契約の相手方の住所 | 地方自治法 施行令(根拠) | 契約の相手方の選定理由 | その他 |
|-----|--------|-------------------------|---------|------------|--|--------------------|-------------------|--|-----|
| 6 | 保護・援護課 | 令和6年度 生活困窮者暮らしサポート事業 | R6.10.3 | 36,793,750 | 令和6年度沖縄県生活困窮者暮らしサポート事業 代表者 有限会社 ライズ | 浦添市宮城1丁目35-9 2階 | 第167条の2 第1項第2号 | プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は選定基準を満たすものであったことから、契約の相手方として選定した。 | |